

区における総合行政の推進に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、区の区域内において本市が行う事務事業に関し、区役所及び局の連絡調整を円滑にするとともに、区長が必要な総合調整を行うことにより、区における総合行政を積極的に推進し、もって市民の福祉の増進、区民や地域が主体となったまちづくりの推進並びに行政の効率的執行に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 局 千葉市事務分掌条例（昭和62年千葉市条例第2号）第1条に掲げる局、消防局及び教育委員会事務局をいう。
- (2) 局長 局（教育委員会事務局を除く。）の長及び教育長並びに危機管理監をいう。
- (3) 部長 局の部及び公室の長をいう。
- (4) 事業所の長 千葉市事業所事務分掌規則（平成4年千葉市規則第3号）第3条に定める事業所の長をいう。

(基本原則)

第3条 区における総合行政は、区役所が次に掲げる役割を担うことを基本として推進するものとする。

- (1) 市民生活に密着したサービスを効率的・効果的に提供する拠点であること。
- (2) 区民ニーズや地域課題に対して、即応的・主体的な取組を展開する拠点であること。
- (3) 区民や地域が主体となり、地域の個性を生かしたまちづくりを推進する拠点であること。
- (4) 市政情報を積極的に発信するとともに、区民ニーズや地域課題を把握し、市の施策へ反映させる拠点であること。

(協力)

第4条 区の区域内において本市が行う主要な事務事業（以下「事務事業」という。）の計画の策定及びその実施に当たっては、所管の区長及び局長は、相互に連絡調整を緊密に行い、その事務事業の円滑な推進を図るため協力しなければならない。

(区民要望の反映及び提供)

第5条 区長は、市民の要望及び意見等を的確に把握するため、区民参加会議その他広聴事業を積極的に実施するとともに、局長に情報を提供する等、市の施策へ反映させるよう努めなければならない。

2 局長は、事務事業の執行等において把握した区に係る市民の要望及び意見等を区長へ提供する等、区との情報の共有に努めなければならない。

(総合調整)

第6条 区長は、区における総合行政の推進を図るため、必要な調整を行うものとする。

- 2 区長は、特に必要かつ緊急を要すると認めるときは、局長に対し必要な要請を行うことができる。
- 3 局長は、前項の要請を受けたときは、速やかにこれを実施するよう努めるものとする。

(協議等)

第7条 局長は、その所管する事務事業について、計画を策定し、実施し又は予算措置を行うときは、区長に対し協議、意見聴取又は説明（以下「協議等」という。）を行い、区長の意見を十分反映させるとともに、区長がその所管する区域内の事務事業について十分把握できるよう配慮するものとする。

2 前項の規定により、局長が区長に対して協議等を行う事項は、次の各号に掲げる例を基本とする。

(1) 協議事項

ア 区が密接に関係する重要な事務事業

イ 市民に影響を及ぼす重要な許認可等

(2) 意見聴取事項

ア 事務事業に係る基本計画及び実施計画の策定

イ 区が密接に関係する事務事業の予算要求

(3) 説明事項

ア 区が関係する事務事業の実施概要

イ 事務事業の計画及び進捗状況

3 前項に定めるもののほか、区長は所管する区域において実施される事務事業について、必要と認めるときは、関係局長に対し、協議等を要請し、会議への出席及び資料の提出を求めることができる。

(事務移管の手続)

第8条 局が所管する事務事業を区役所に移管し、若しくは共管により実施しようとするとき、又は区役所が実施する事務事業を局に移管しようとするときは、当該局長又は区長は、原則として、市民局長が別に定める手続に基づき、第10条に定める区長会議に諮るものとする。

(区長の裁量)

第9条 局長は、区役所が行う事務事業について、区長が地域の実情に合わせて事務事業の実施方法及び予算の執行方法を決定し、又は変更できるよう配慮しなければならない。

2 区長は、その裁量の範囲において、区民ニーズや地域課題への対応を図るため、地域の実情に合わせた事務事業の実施に努めるものとする。

(区長会議)

第10条 第7条の規定に基づく協議等並びに区行政に関する区長相互の連絡調整及び意見交換を行うため、区長会議を置く。

(区長会議の構成及び開催)

第11条 区長会議は、区長及び市民自治推進部長をもって構成し、中央区長が主宰する。

2 第7条の規定に基づく協議等がある場合は、事務事業を所管する部長は区長会議に出席し、説明を行うものとする。

3 中央区長は、必要と認めるときは、区長会議に第1項に規定する構成員以外の者の出席を求めることができる。

4 区長会議は、毎月1回開催する。ただし、都合によりこれを変更し、又は中止することができる。

5 区長会議の庶務は、市民局市民自治推進部区政推進課において行う。

(区行政連絡調整会議)

第12条 第7条の規定の趣旨を踏まえ、各区における次の事項について連絡調整及び意見交換を行うため、各区に区行政連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を置く。

- (1) 事務事業の計画及びその実施に関すること。
- (2) 地域課題に関すること。
- (3) 市民の要望及び苦情等に関すること。
- (4) 防災及び災害対策に関すること。
- (5) その他区長が必要と認めること。

(連絡調整会議の構成及び開催)

第13条 連絡調整会議は、区長、環境事業所長、公園緑地事務所長、土木事務所長、消防署長その他区長が必要と認める区域内の事業所の長をもって構成し、区長が主宰する。

2 区長は、必要と認めるときは、連絡調整会議に前項に定める構成員以外の者の出席を求めることができる。

3 連絡調整会議は、必要の都度、開催するものとする。

4 連絡調整会議の庶務は、区役所の地域づくり支援課において行う。

(会議結果の調整及び報告)

第14条 区長は、連絡調整会議の議題のうち関係局との連絡調整を要する事項について当該局の長と所要の調整を行うとともに、必要と認めるときは、区長会議において情報の共有化を図るものとする。

(区内調整会議)

第15条 区民のニーズや地域課題を的確に把握し、地域の個性を生かした事務事業を展開するため、各区に区内調整会議を置く。

(区内調整会議の構成及び開催)

第16条 区内調整会議は、区長、副区長、保健福祉センター所長その他区長が必要と認める課の長をもって構成し、区長が主宰する。

2 区長は、必要と認めるときは、区内調整会議に前項に定める構成員以外の者の出席を求めることができる。

3 区内調整会議は、必要の都度、開催するものとする。

4 区内調整会議の庶務は、区役所の総務課において行う。

(区役所総括課長)

第17条 各区に共通する事務事業の改善、提案及び標準化並びに課題の解決について検討するため、中央区役所の各課及び各課内室に区役所総括課長を置く。

2 区役所総括課長は、中央区役所の各課及び課内室の長をもって充てる。

3 区役所総括課長は、第1項の検討を行うため、各区役所の同一事務を行う課又は課内室の長で構成する会議を開催し、これを主宰する。

4 前項の会議の運営に必要な事項は、区役所総括課長が各区役所の同一事務を行う課又は課内室の長と協議して、これを定める。

(委任)

第18条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市民局長が定める。ただし、連絡調整会議及び区内調整会議の運営に必要な事項は区長が定める。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

2 区長会設置要綱（平成4年4月1日施行）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。